南幌町小売・サービス業等経営継続支援金交付要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けている町内の小売業及びサービス業等を営む事業者に対して、経営の継続を支援するため、南幌町小売・サービス業等経営継続支援金（以下「支援金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この要綱において、対象事業者とは、町内に立地し利用者と直接接客し陳列した商品又は役務（サービス）を提供する店舗を有し、主たる事業として小売業又はサービス業等を営む者のうち「新北海道スタイル」による感染症対策を実践している事業者をいう。ただし、農業者、農業法人及び本社が町外にあるものを除く。また、店舗兼住宅の場合は、接客を行う店舗部分が明確に分離している事業者を対象とする。

　（支援金の交付対象者）

第３条　支援金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（１）　令和３年１０月１日時点において、事業を営む対象事業者であること。

（２）　対象事業者において、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に指定する暴力団員）又は暴力団関係者でないこと。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が経営に事実上参画していなこと。

（３）　風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和２３年号外法律第１２２号）第２条に規定する営業を行うものでないこと。

（４）　法令及び公序良俗に反していないこと。

（５）　町税等を滞納していないこと。

２　前項の規定に関わらず、町長が特に必要と認めた者。

　（支援金の額）

第４条　支援金の額は、令和３年５月から令和３年９月までの５か月間の売上と、令和２年５月から令和２年９月までの５か月間または令和元年５月から令和元年９月までの５か月間の売上を比較して減少した率に応じて別表の金額を売上の減少額を上限として交付する。ただし、事業開始時期により前述の期間の売上を比較できない事業者の支援金の額は１０万円とする。

　（支援金の交付申請）

第５条　支援金の交付を受けようとする者は、令和３年１１月１日から令和３年１２月３０日までに南幌町小売・サービス業等経営継続支援金交付申請書（様式第１号）に必要書類を添えて町長に提出しなければならない。

　（支援金の交付決定）

第６条　町長は、前条の申請があったときは、内容を調査し、支援金を交付すべきものと認めたときは、速やかに支援金の交付を決定し、南幌町小売・サービス業等経営継続支援金交付決定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

　（交付決定の取消し）

第７条　町長は、前条の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が偽りその他不正な手段により交付の決定を受けた場合は、支援金の交付決定を取消すことができる。

２　前項の規定により交付決定を取り消したときは、その旨を当該交付決定者に通知するものとする。

　（支援金の返還）

第８条　町長は、前条の規定により交付決定の取消しをした場合において、既に支援金を交付しているときは、期限を定めて交付した支援金の全額を返還するよう交付決定者に命ずるものとする。

　（その他）

第９条　この要綱の実施のために必要な事項は、町長が別に定める。

　　　附　則

　　この告示は、令和３年１１月１日から施行する。

別表（第４条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 売上の減少率 | 20%未満 | 20%以上50%未満 | 50%以上 |
| 支援金額 | 100,000円 | 150,000円 | 200,000円 |